

お知らせ

令和8年5月25日
愛媛県地域交通活性化南予地区協議会
(愛媛県南予地方局地域政策課)

令和8年度第1回愛媛県地域交通活性化南予地区協議会の開催について

地域交通（バス・離島航路）の維持・確保のため、国庫補助制度に基づく生活交通確保維持改善計画等について協議する標記協議会を、次のとおり開催（全部公開）します。

1 開催日時及び場所

日 時：6月8日（月）13：30～16：00
場 所：南予地方局 7階 第一会議室

2 議 題

「生活交通確保維持改善計画について」等

3 傍 聴

(1) 傍聴の定員 10人

(2) 傍聴の申込方法等

ア 傍聴を希望される方は、令和8年6月5日（金）の午後5時までに、電話又はFAXにより、氏名、住所及び連絡先（電話又はFAX番号）を下記申込み先へ連絡してください。

イ 傍聴の申込みの受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。

ウ 会議は開会から閉会まですべて傍聴できます。（全部公開）

4 問合せ先及び傍聴申込み先（協議会事務局）

愛媛県南予地方局地域産業振興部地域政策課地域振興係

電話：0895-22-5211（内線215、218）、FAX：0895-25-3724

傍 聴 要 領

愛媛県地域交通活性化地区協議会

1 受付手続

受付は、会場前で、会議開始予定時刻の30分前に開始します。

傍聴人は、会議開始予定時刻の5分前までに、受付で、氏名、住所等特定の事項を記入の上、事務局職員の指示に従って会場にご入室ください。

なお、受付は、会議開始時刻をもって終了しますので、ご注意ください。

2 遵守・留意事項

傍聴人は、会場等において、次に掲げる事項を遵守・留意してください。

- (1) 静粛にすること。
- (2) みだりに出入りしないこと。
- (3) 会議における言論等に対し、威圧的行為をし、或いは拍手その他の方法により公然と賛否を表明する等、委員の自由な討論に影響を与えるおそれのある行為をしないこと。
- (4) 喫煙及び飲食をしないこと。(水分補給のための水・お茶は除く)
- (5) 録音或いは写真、ビデオ等の撮影をしないこと。ただし、許可を得た場合はこの限りでない。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) その他会場内の秩序を乱し、或いは会議の進行等に支障となる行為をしないこと。

3 会場内の秩序維持

- (1) 傍聴人は、会長及び事務局職員の指示に従ってください。
- (2) 2の規定に違反した傍聴人は、注意を受け、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。